

令和5年5月10日総会議事録です。

この議事録は、議事録署名委員になられた方の
控えになります。

6月12日定例総会の際に、正式な議事録の
最終ページに、署名と押印をお願い致します。

議事録に誤りがないか、ご確認をお願いします。

お気づきの点がございましたら、事務局までご
連絡をお願いします。

つくばみらい市農業委員会事務局

電話 0297-58-2111(代)

内線 6300、6301、6302

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日（水）午前9時から午前9時50分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（9人）

会 長	6番	中 山 雅 史
会長職務代理	2番	菊 地 典 夫
委 員	1番	萱 橋 敏 男
委 員	4番	中 山 一 徳
委 員	5番	海老原 茂
委 員	7番	仲 井 一 人
委 員	8番	文 藏 雄 嗣
委 員	9番	岡 野 幸 雄
委 員	10番	榎 田 実

農業委員会事務局職員（3人）

事 務 局 長	千 葉 裕 康
事務局長補佐	大久保慎太郎
係 長	青 木 憲 一

4. 欠席委員

委 員	3番	中 山 茂
-----	----	-------

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第2号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について
議案第5号	非農地証明発行可否について
議案第6号	現況証明発行可否について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第8号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

- 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について
- 議案第10号 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検評価（案）について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1 事務局（千葉事務局長）

定刻となりましたので、ただいまから令和5年5月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よろしくようお願いいたします。

1 議長（中山会長）

田植えの時期で大変お忙しい中、5月の定例総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今月は各種会議が予定されておりますので、報告させていただきます。

まず、5月16日に茨城県農業委員会会長・事務局長会議、続いて、5月30日に全国農業委員会会長大会並びに茨城県選出与党国会議員への要請集会があります。

それぞれの会議結果については、6月の農地利用最適化推進連絡会の場で報告しますのでよろしくようお願いいたします。

本日の総会は議案10件、報告事項2件となっております。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶と致します。よろしくお願いいたします。

1 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名中9名の出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1 議長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、8番文蔵委員、1番萱橋委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は2件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、2番は申請者が同一になりますので、一括して説明します。申請理由は、令和4年7月10日付、みらい農委指令第17号をもって建売住宅の許可を受けましたが、自己住宅への承継を伴う事業計画変更をするための申請になります。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡でございます。説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。8番文蔵委員よりお願いします。

1. 文蔵委員

5月2日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

当日は、中山会長、萱橋委員、中山茂委員、私、事務局からは千葉事務局長、大久保事務局長補佐の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、2番は申請者が同一のため、一括して報告いたします。地図は2ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの北東側にあたります。

本申請は、令和4年7月10日付 みらい農委指令第17号をもって建売住宅の許可を受けましたが、承継者が自己住宅を建築するため、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、受付番号1番、2番につきましては、承認しても差し支えないと思われま

す。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1 議長（中山会長）

続いて議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は5件となっております。3ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、営農型太陽光発電設備を設置するための使用貸借となっております。申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■m²でございます。

許可日から3年間の一時転用となっております。

申請面積につきましては、営農型太陽光発電設備の支柱の面積の合計となっております。

営農型太陽光発電設備の設置につきましては、区分地上権の設定を行うための許可申請を受理しており、議案第4号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」において審議していただきます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、資材置場を設置するための賃貸借となっております。申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■■■■■■m²でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■■■■■■m²でございます。

続きまして受付番号4番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■■■■■■m²でございます。

続きまして受付番号5番、申請理由は、自己住宅建築のための贈与となっております。申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■■■■■■m²でございます。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。8番文蔵委員よりお願いします。

1 文蔵委員

5月2日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で報告したメンバーになります。

受付番号1番、地図は5ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの南東側になります。現地は草が生えており、耕作はされておりました。

申請地の農地区分は、農業振興地域内農用地区域内農地と判断いたします。

申請者は、別紙「参考資料」にもありますが、申請地に営農型太陽光発電設備を設置する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係他法令との調整もされており、令和8年5月9日までの3年間の一時転用となっております。

仮設工作物の設置等一時的な利用でその必要性があり、かつ、農業振興地域整備計画に支障を及ぼさないことから、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用の許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は6ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの南東側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、つくばみらい福岡地区土地造成事業により、使用していた資材置場が無くなり、やむを得ず、一時的に資材置場を借りている状態ですが、早急に現在の資材置場を返還しなければならなくなり、申請地1筆、XXXXXXXXXX㎡を利用し、資材置場を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は7ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの北東側になります。

申請地の農地区分は、土地改良事業等が施行されておりますが、市街地からおおむね500mの区域内にある農地で、その規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であることから2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地 1 筆、 \blacksquare m²、用悪水路 1 筆、 \blacksquare m²の合計 2 筆、 \blacksquare m²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号 4 番、地図は 7 ページになります。

申請地は、 \blacksquare の北東側になります。

申請地の農地区分は、土地改良事業等が施行されておりますが、市街地からおおむね 500 m の区域内にある農地で、その規模が 10 ha 未満の区域に位置する小集団の農地であることから 2 種農地と判断いたします。

申請者は、申請地 1 筆、 \blacksquare m²、雑種地 1 筆、 \blacksquare m²、用悪水路 1 筆、 \blacksquare m²の合計 3 筆、 \blacksquare m²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号 5 番、地図は 8 ページになります。

申請地は、 \blacksquare の北東側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第 1 種農地と判断いたします。

申請者は、申請地 1 筆、 \blacksquare m²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第 2 号受付番号 1 番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号 2 番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1 議長（中山会長）

続いて議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は4件となっております。9ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、

合計3筆、[redacted]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[redacted]m²、合計15筆、[redacted]m²の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、[redacted]字[redacted]番、地目は登記、現況とも田、面積は[redacted]m²、合計5筆、[redacted]m²の自作地、契約内容は贈与となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。1番萱橋委員よりお願いします。

1 萱橋委員

5月2日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたしま

す。メンバーは、先程、議案第1号で文蔵委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は11ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北東側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約181アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、3筆、[REDACTED]㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は12ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北東側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約59アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、[REDACTED]㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は13、14ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北西側、成瀬集会所の周辺になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約759アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は4名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、12筆、[REDACTED]㎡、登記、田、現況、畑、1筆、[REDACTED]㎡、登記、現況とも畑、2筆、[REDACTED]㎡、合計15筆、[REDACTED]㎡を贈与により譲り受け、水稻、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は15、16ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北西側、古川公民館の周辺になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約759アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は4名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、5筆、[REDACTED]㎡を贈与により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番から4番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第4号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可申請は1件となっております。17ページをご覧ください。

受付番号1番ですが、こちらは先程、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受付番号1番で説明させていただきました案件になります。

申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡でございます。説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1番萱橋委員より報告をお願いします。

1. 萱橋委員

5月2日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

メンバーは、先程、議案第1号で文蔵委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は18ページになります。

申請地は、■■■■の南東側になります。現地は草が生えており、耕作はされておられませんでした。

申請者は、営農型太陽光発電設備の設置のために、20年間の区分地上権を設定するものであるため、許可しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました。これより審議をいたします。議案第4号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長 (中山会長)

ないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1 議 長 (中山会長)

続いて、議案第5号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第5号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。19ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番 、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番 、地目は登記、現況とも畑、面積は m²、合計2筆、 m²でございます。説明は以上です。

1. 議 長 (中山会長)

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。8番文蔵委員よりお願いします。

1. 文蔵委員

5月2日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で文蔵委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は20ページになります。

申請地は、 の南西側になります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成14年9月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している「農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）」に記載されている非農地証明を証明できる範囲に

該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えない案件と思われま
す。
各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、こ
れより審議いたします。

議案第5号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第5号は非農地証明を発行する
ことに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第6号「現況証明発行可否について」を議題といたします。事務局より
説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第6号「現況証明発行可否について」をご説明いたします。今月の現況証明願は
2件となっております。21ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、田、現況、畑、面積
■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも
田、面積■■■■㎡でございます。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いた
だきたいと思っております。8番文蔵委員より報告をお願いします。

1. 文蔵委員

5月2日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で報告したメンバーと同じになります。

受付番号1番、2番は申請者が同一のため、一括して報告いたします。地図は22ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの周辺になります。

証明を必要とする理由は、地目変更登記のためとなっております。

今回提出されました受付番号1番、2番につきましては、現在、畑として使用されている状況でしたので、現況証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたしますが、議案第6号受付番号1番、2番は、1番萱橋委員が議事参与の制限となっております。1番萱橋委員の退席をお願いします。

（萱橋委員退席）

1 議長（中山会長）

それでは審議いたします。

議案第6号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第6号受付番号1番、2番について、現況証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第6号受付番号1番、2番は現況証明を発行することに決定いたしました。萱橋委員の復席をお願いします。

（萱橋委員復席）

1 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第6号は原案のとおり現況証明を発行することに決定いたしました。

1 議 長（中山会長）

続いて、議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

それでは議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。23ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が11筆で、28,359㎡、畑が6筆で、5,579㎡、合計17筆、33,938㎡です。貸し手が7人で、借り手が5人となります。

権利の設定開始は、令和5年6月1日からとなります。

詳細につきましては、24ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第7号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第7号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除お願いします。

1. 議 長（中山会長）

続いて議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。25ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が4筆で、12, 214㎡です。貸し手が2人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和5年6月1日からとなります。

詳細につきましては、26ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。

1 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第8号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第8号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除お願いします。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても27ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が17筆で、49,987㎡、畑が2筆で、3,241㎡、合計19筆、53,228㎡です。貸し手が6人、借り手が5人となります。

権利の設定開始は、令和5年6月1日、令和5年7月1日からとなります。

詳細につきましては、28ページの農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。28ページの受付番号17番から19番は、9番岡野委員が議事参与の制限となっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号1番から16番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第9号の受付番号1番から16番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第9号の受付番号1番から16番については原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、受付番号17番から19番について審議いたします。9番岡野委員の退席を

お願いします。

(岡野委員退席)

1. 議長(中山会長)

それでは審議します。受付番号17番から19番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第9号の受付番号17番から19番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第9号の受付番号17番から19番については原案のとおり承認することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

(岡野委員復席)

1. 議長(中山会長)

以上審議の結果、議案第9号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

1. 議長(中山会長)

続いて、議案第10号「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検評価(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局(青木係長)

議案第10号「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検評価(案)について」をご説明いたします。

今回議案に提出させていただきました経緯からご説明いたします。

農林水産省経営局長通知の中に、農業委員会の最適化活動の点検・評価の実施については、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において「農業委員会の最適化活動の実施

状況及び最適化活動の目標の達成状況について」点検評価するものと示されておりますので、ご審議いただくものです。

それでは、お配りしました「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」にてご説明いたします。1ページをご覧ください。

I. 農業委員会の状況（令和5年4月1日現在）でございますが、こちらは農林業センサスによる公表されている面積や農業従事者の人口の数値、改選後のつくばみらい市農業委員会の体制、担い手等の経営体については産業経済課からの情報によるものです。

変更点としまして、農林業センサスの農地面積が3480haから最新の統計情報では3460haとなっており20ha減少しております。

なお、田と畑の合計面積が一致していないのは、統計数値の四捨五入処理の関係で必ずしも一致しないと説明書きがありました。

続いて2ページをお開きください。

II 最適化活動の実施状況でございますが、

(1) 農地の集積

担い手の農地集積は、令和3年度末の集積面積1567ha、集積率45%から令和12年度末にかけて茨城県の集積目標である集積率66%の達成を段階的に増やすように目標を立てております。

令和4年度の担い手の集積面積は、1716ha、集積率49.6%で、達成率104.9%でございましたので、「概ね目標どおり達成した」と評価しました。

続いて(2)遊休農地の発生防止・解消

②目標としまして、令和3年度の緑区分の遊休農地の5分の1である6.8haに対して、3ページの③実績ア 緑区分の遊休農地解消実績面積5.2ha、達成率76.4%でございましたので、「概ね目標どおり」と評価しました。

続いて(3)新規参入の促進でございますが、資料3ページの下段になります平成28年度から平成30年度の3年間の農地法と農業経営基盤強化促進法（利用権設定）による権利移動面積の平均の10%である10.9haを目標としまして、新規参入による集積面積は、4ページの上段③実績のとおり、参入経営体数2経営体、農地所有適格法人の2法人の参入による集積11.6haでございましたので「概ね目標どおり達成した」と評価しました。

続いて、4ページから5ページにかけて、2最適化活動の活動目標について、でございますが、昨年度委員の皆さんに月10日以上活動をお願いしており、皆様から活動記録簿を回収させていただき、取りまとめまして、月平均10日以上活動を全員達成しておりましたので、概ね達成したと評価しました。

最後に6ページをお開きください

Ⅲ 事務の実施状況

こちらは令和4年度中の定例総会の開催した回数や農地法関係業務の許可件数を記載しております。

なお、推進委員の方々への説明については、6月開催予定の農地利用最適化推進連絡会にて、点検評価の公表を議題として、あらためてご説明いたします。

「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検評価（案）について」の説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、審議いたします。

議案第10号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第10号について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第10号は全員賛成により、原案のとおり決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項2件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は30ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が1件となります。

申請理由は、診療所建築のための賃貸借となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書につい

て」をご報告します。31ページから33ページをご覧ください。

今回の合意解約は11件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが1件、耕作者変更のためのものが9件、農地法第3条申請のためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、5月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和5年5月10日

つくばみらい市農業委員会

議長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩